

第1章 計画の目的・位置づけ

1-1 立地適正化計画策定の必要性

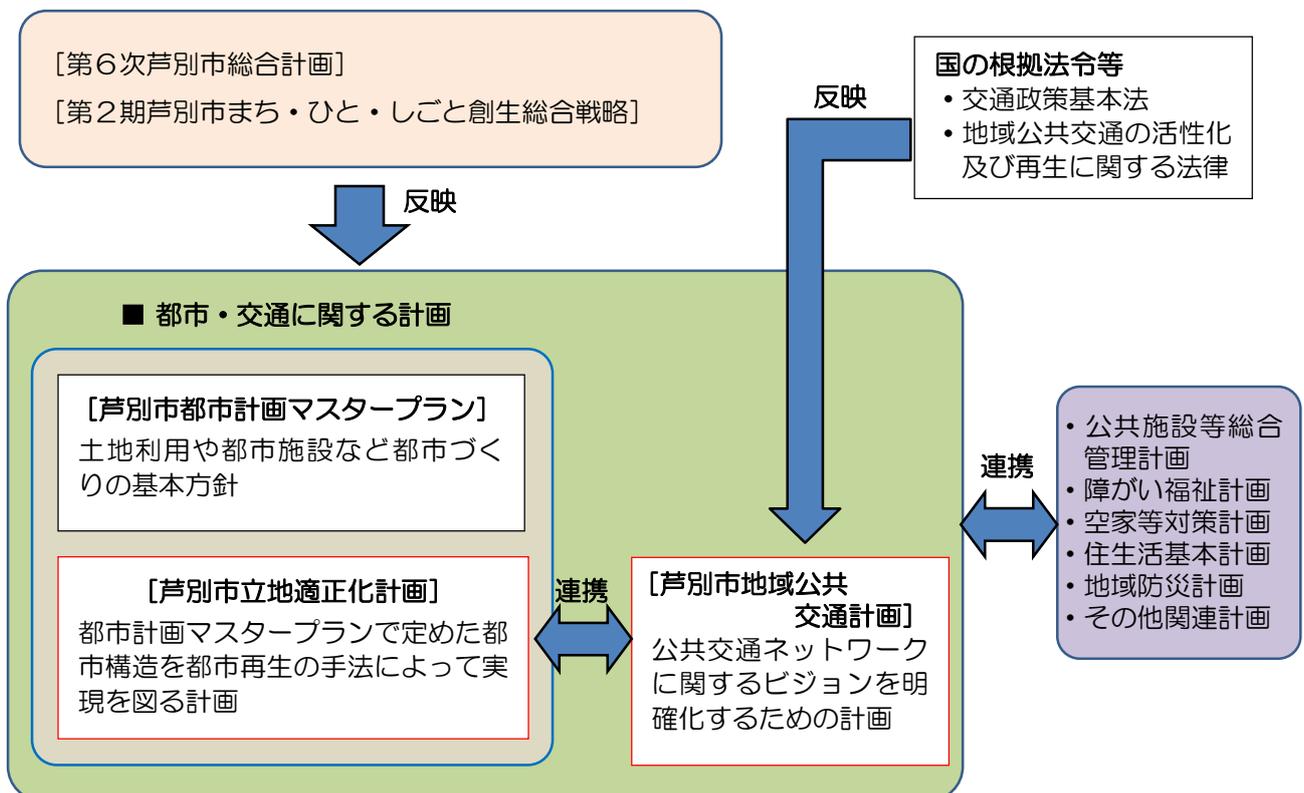
本市における今後のまちづくりは、人口減少と高齢化が進む中、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境の実現や、財政面においても持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

このような中、医療・福祉施設、商業施設や住宅等がまとまって立地し、公共交通によりこれら生活利便施設等にアクセスできるなど、公共交通と連携した「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えで対策を図るものとして、平成26年8月に「都市再生特別措置法」（平成26年法律第39号）の改正がされ、行政と住民が一体となったコンパクトなまちづくりを促進する立地適正化計画制度が創設されました。

このような状況を踏まえ、都市計画マスタープランに定めた将来都市像を実現するため、特にコンパクトなまちづくりに関する部分について具体的な取り組みを示す「芦別市立地適正化計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

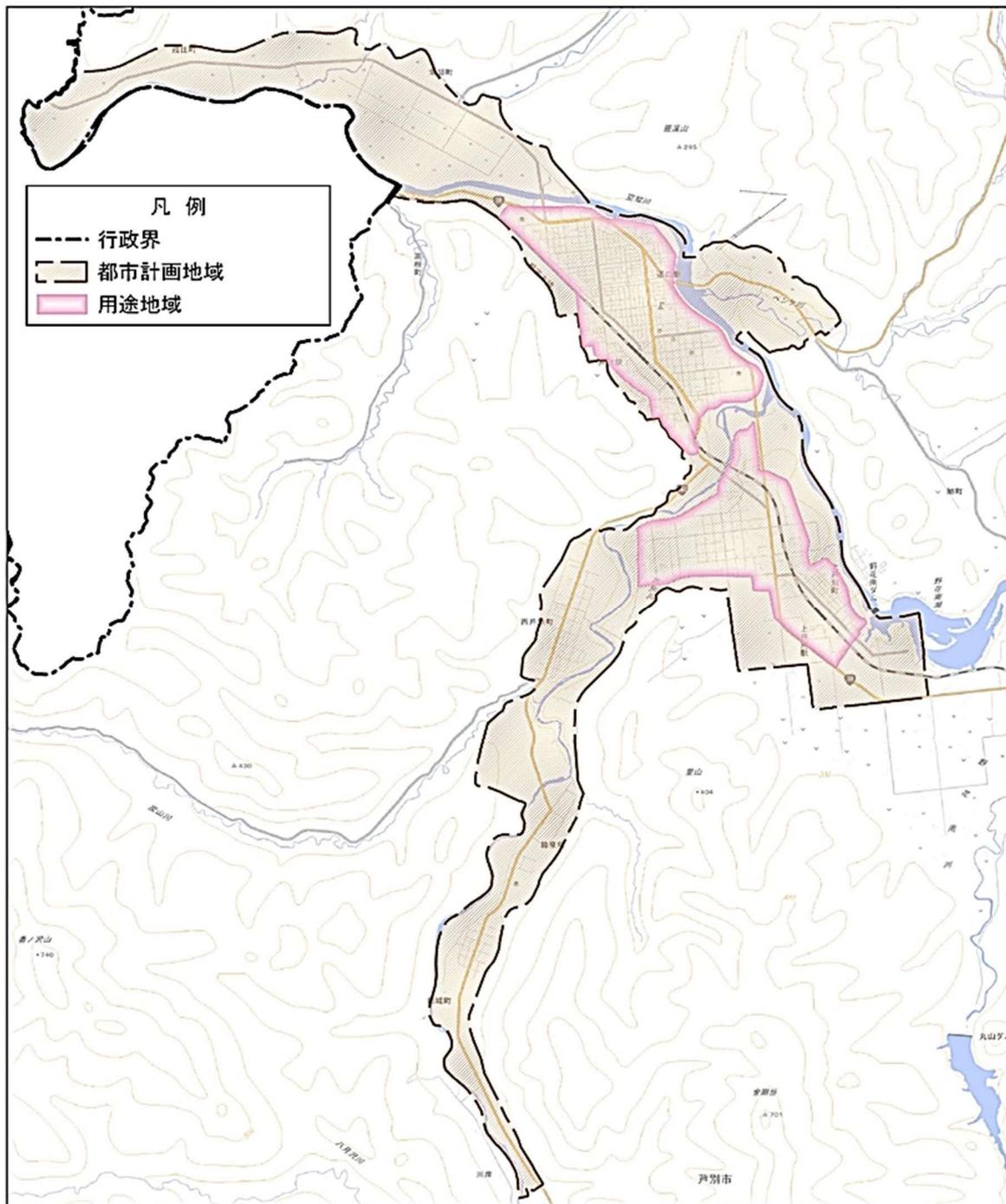
1-2 計画の位置付け

本計画は、本市の「第6次芦別市総合計画」や「第2期芦別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるコンパクトシティ形成に向けた取り組みを、都市全体の観点から、居住や都市機能の立地、公共交通の充実に関しては、「芦別市地域公共交通計画」と連携し、公共施設施策、医療福祉施策、住宅施策、防災施策等のまちづくりに関わる様々な関連計画と連携を図りながら総合的な検討により、具体的な取り組みを定めるものになります。



1-3 計画の対象区域

本計画の対象範囲は、本市の都市計画区域※¹とします。



※¹ 都市計画区域：北海道が定める都市計画制度上の都市の範囲（昭和43年7月24日都市計画決定）

1-4 計画の目標年度

本計画は、都市計画マスタープランと同様に、概ね20年後を見据えた長期的な計画とし、計画年度を2023年度（令和5年度）～2042年度（令和24年度）とします。